

大学教員の発達障害に対する認識および 発達障害傾向のある学生への対応に関する研究

研究代表者 高野 恵代 (心理臨床教育研究センター)
研究分担者 石田 弓 (心理臨床教育研究センター)
服巻 豊 (心理学講座)
尾形 明子 (心理学講座)
水口 啓吾 (心理学講座)
岡本 祐子 (心理学講座)
研究協力者 池田 龍也 (博士課程後期教育人間科学専攻)

I 研究の背景と目的

1. 発達障害と社会の動向

発達障害 (Developmental Disorders) とは、脳の先天的な機能的・器質的な要因によって引き起こされた中枢神経系の障害であり、生まれつき認知やコミュニケーション、社会性、学習、注意力等の能力に偏りや問題を生じ、現実生活に困難をきたす障害の総称である。2004年12月に成立した「発達障害者支援法」においては、「発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥/多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。発達障害の特性は生涯にわたって持続するが、適応の程度は、環境との関わりや療育、薬物療法によって変化するものである。

「発達障害者支援法」の成立後、2014年1月に国連の「障害者の権利に関する条約」を批准し、翌2月に発行した。この「障害者の権利に関する条約」では、障害者が他者と平等な生活をするために、必要かつ適切な調整や変更を行う「合理的配慮」が規定されている。「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合に起きて必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されている (文部科学省, 2012)。

そして、2013年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」が2016年4月に施行されるため、この理念に基づいて、発達障害を含む様々な障害者への理解と対応を行っていくことが求められる。「障害者支援法」における教育に関する項目では、「大学及び高等専門学校」は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする (法第8条関係)」とされている。そのため、大学教育においても、「合理的配慮」に基づいた支援を提供することは、大学の責務となる (独立行政法人国立特別支援教育総合研究所, 2009)。

2. 大学生の発達障害

文部科学省の調査によれば、発達障害により、学習や生活の面で特別な教育的支援を必

要とする児童生徒は、約 6.5%程度の割合で通常学級に存在するといわれている（文部科学省，2012）。障害があることにより、通常学級における指導だけではその能力を十分に伸ばせない子どもたちにはついては、特別な配慮のもとに、特別支援学校や特別支援学級、あるいは通級による指導により、適切な教育が行われている。このように、発達障害のある児童生徒の支援についてはガイドラインが示され、支援体制が整備されている。

一方、大学生についてはどうであろうか。日本学生支援機構（2012）が行った調査によれば、発達障害の診断のある大学生は全体の 0.04%であり、その 7 割が高機能自閉症の診断であり、その多くが支援を受けていることが明らかになった。しかし、中には発達障害の特徴や困難さを抱えていても、診断を受けていないために支援を受けていない学生が多数存在することが推測される。このような学生が困っている例として、たとえば、講義中にノートをとることができない、周りの音が気になって講義中に教員の話が頭に入らない、同時に 2 つ以上のことができないなどといった学習面での困難さや、思い込みが激しい、講義予定や部屋などが突然変更になると許せない、人の話を字面通りに受け取るといった行動面・生活面での困難さが挙げられる（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所，2009）。

少子化による大学全入時代を迎え、また、入試の方法も多様化した現在、発達障害のある学生も大学に進学する機会が広がっている（高橋，2014）。しかし、入学後の配慮や支援は、発達障害の児童生徒のそれに比べてまだまだ発展途上である。

3. 本研究の目的

上記のような問題に基づき、本研究では、大学教員の視点から、発達障害傾向のある学生との関わりに注目することとした。本学においても、「広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則」が定められており、障害をもつ学生に対する支援を行っている（山本他，2015）。しかし、そうした学生と直接関わる大学教員に対しては、FD 研修などで発達障害に対する理解と支援について学習する場を設けているものの、実際に問題が生じた際には、保健管理センターやアクセシビリティセンターによる個別対応が基本となっている。

そもそも発達障害は、外見上からは障害とわかりにくく、また、知的発達に遅れを伴わないこともあるため、障害として理解されない場合が多い。そのため、周囲も彼らをどのように理解して、学習や行動化の困難さをどのように支援していくかといった難しさを抱えていると考えられる。さらに、発達障害についての専門的知識を持っていなかったり、具体的な関わり方について指導を受けていない者であれば、障害特有の問題ではなく学生個人の問題と捉えて指導している可能性もある。不登校や休学している学生に発達障害の学生が多く、支援につながる前に休学や退学をしてしまうという調査結果（日本学生支援機構，2012）からも、発達障害特有の問題や臨床像を考慮しないで指導や対応をするということは、不登校問題といった二次障害を生じさせる場合もあろう。

そこで、本研究では、本学の教員が発達障害的な特徴をもつ学生（以下、発達障害傾向のある学生とする）と関わる中でどのような点で困り感を抱いているのか、そしてどのような対処をしているのか、教員側からみた本学における実態を明らかにすることを目的とした。

（石田 弓・高野恵代*）

Ⅱ 本調査の方法

1. 対象者

広島大学の構成員である教員を対象にした。

2. 手続き

調査は Web 調査で行った。各研究科が所有するメーリングリストを用いて、調査の協力を依頼した。調査期間は、2015 年 12 月～2016 年 1 月であった。

3. 調査項目

(1) フェイス項目

回答者の所属する学部・研究科・専攻科、現在の職階、性別を選択させた。また、学部生、大学院生 (M, D 生) ごとにゼミ生の人数を尋ねた。

(2) 調査項目

米山 (2008) によって作成された「大学生版発達障害チェックリスト」を、佐藤・徳永 (2008) が項目に若干の修正を加えて、項目を選定し直した。本研究では、2つの研究で同様の因子に負荷した項目を参考にしてチェックリストを作成した。内容は、①ゼミ学習や講義での困難感について (4項目)、②対人関係の困難感について (7項目)、③不注意などの困難感について (5項目)、④自尊心や不安感について (4項目) の全 20 項目であった。

各質問項目において、ゼミで指導している学生を思い浮かべさせ、学部生、大学院生ごとに、1 人でも質問項目に該当する学生がいれば○に、該当する学生がいない場合は×に回答させた。なお、ゼミ生がいない場合は、講義などで関わったことのある学生を思い浮かべて、回答させた。

(3) 自由記述

上記の項目で該当する学生との関わりについて自由記述により回答させた。まず、指導上の困った事態と、そのときの指導や対処方法について、学部生、大学院生 (M 生, D 生) ごとに回答させた。次に、学生との関わりで困った事態が起きたとき、どのような支援や手助けがあればよかったかを尋ねた。最後に、学生との関わりで困った事態が起きたとき、援助を求めるとしたら誰に相談するか、または学内のどのような施設やサービスを利用したいと思うかを回答させた。

4. 分析手続き

統計解析には、統計解析ソフト R ver.3.2.2 (R Core Team, 2014) を用いた。

(服巻 豊・池田龍也・高野恵代*)

Ⅲ 結果

1. 被験者属性

178 名を分析対象とした。被験者の内訳は以下の通りであった。

(1) 性別

男性 149 名、女性 29 名であった。

Table 1
回答者の所属と人数および割合 (N = 178)

所属	人数	%
工学部, 工学研究科	40	22.5%
教育学部・教育学研究科	20	11.2%
総合科学部, 総合科学研究科	19	10.7%
医学部	16	9.0%
歯学部, 医歯薬保健学研究科	16	9.0%
医歯薬保健学研究科	15	8.4%
生物生産学部, 生物圏科学研究科	14	7.9%
理学部, 理学研究科	12	6.7%
法学部, 社会科学研究科	8	4.5%
大学病院	5	2.8%
経済学部, 社会科学研究科	4	2.2%
先端物質科学研究科	4	2.2%
薬学部, 医歯薬保健学研究科	3	1.7%
その他	2	1.1%
合計	178	100.0%

(2) 職階

教授 51 名, 准教授 55 名, 講師 16 名, 助教 (特任助教等含) 56 名であった。

(3) 所属

回答者の所属の内訳を, Table 1 に示した。工学部・工学研究科が 40 名 (22.5%) と最も多く, 次に教育学部・教育学研究科が 20 名 (11.2%), 総合科学部・総合科学研究科が 19 名 (10.7%) と続いた。文学部・文学研究科の回答者はいなかった。

(4) 発達障害傾向のある学生への対応の有無

経験ありが 98 名, 経験なしが 80 名であった。

2. 発達障害傾向のある学生との関わりについて: 質問紙による検討

(1) 「大学生版発達障害チェックリスト」の検討

各質問項目において, 学部生, M 生, D 生ごとに教員が関わったことがあると回答した該当数と割合を Table 2 に示した。なお, Table 2 に示した該当数と割合は, 発達障害傾向のある学生の相対的な多さを示すものではないため, 解釈に注意が必要である。

学部生では, 学部生は大学院生より人数が多いということもあり, 発達障害傾向のある学生に関わった経験のある教員は, M 生と D 生に比べて多かった。そして, 項目別にみると, 「①ゼミ学習や講義での困難感について」経験のある教員が多いことが明らかになった。学年ごとに要求される能力水準が異なることが予測されるものの, 学生の言っていることがよくわからない, 何を伝えたいのかつかめない, という経験をした教員が多いことが推察される。次に, 「③不注意などの困難感について」経験のある教員が多かった。諸手続の期日や提出日を忘れてしまう, 提出物の期限が守れないことで, 対応に苦難した経験のある教員が多いと考えられる。

M 生では, 「2 手書きで文字を書くのがとても遅い, または文字を上手に書くことができない」, 「1 聞く人・読む人が分かりやすいような配慮をして, 考えを話したり文章にし

Table 2
 発達障害傾向のある学生に関わった経験がある教員の割合 (N = 178)

No.	項目	学部生		M生		D生	
		あり	%	あり	%	あり	%
① ゼミ学習や講義での困難感について							
1	聞く人・読む人が分かりやすいような配慮をして、考えを話したり文章にしたりすることが苦手である	72	40.4%	43	24.2%	17	9.6%
2	手書きで文字を書くのがとても遅い、または文字を上手に書くことができない	86	48.3%	60	33.7%	31	17.4%
3	講義を聴きながらノートをとることができない	46	25.8%	23	12.9%	15	8.4%
4	二つ以上の作業を同時にこなそうとするとすごく混乱する	53	29.8%	32	18.0%	22	12.4%
② 対人関係の困難感について							
5	納得するまで質問する等、しつこいと感じる	24	13.5%	12	6.7%	11	6.2%
6	突然カッとなることが多いと感じることがある	19	10.7%	11	6.2%	8	4.5%
7	衝動的に物を投げたり壊そうとしたりすることがある	8	4.5%	5	2.8%	2	1.1%
8	周囲の人との会話がかみ合っていないと感じることがある	51	28.7%	33	18.5%	22	12.4%
9	クラスメート等とトラブルになることが多い	25	14.0%	13	7.3%	10	5.6%
10	人と会話をするときに自分の話ばかりする	23	12.9%	16	9.0%	10	5.6%
11	思い込みが激しい	41	23.0%	33	18.5%	19	10.7%
③ 不注意などの困難感について							
12	諸手続の期日や提出日を忘れてしまうことが多い	57	32.0%	37	20.8%	14	7.9%
13	掲示物や配布物に気付かない、もしくは忘れてしまうことが多い	49	27.5%	31	17.4%	14	7.9%
14	紛失物が多いまたは物をどこに置いたかわからなくなることがあるようだ	25	14.0%	17	9.6%	7	3.9%
15	ぼーっとしていたり他のことに気をとられていたりして講義の時間に遅れることが多い	32	18.0%	17	9.6%	8	4.5%
16	整理整頓を苦手としているようだ	53	29.8%	41	23.0%	21	11.8%
④ 自尊心や不安感について							
17	気分が沈んでいる様子がよくみられる	34	19.1%	39	21.9%	17	9.6%
18	自分はダメな人間だと思っているようだ	26	14.6%	22	12.4%	10	5.6%
19	周りから孤立していると感じているようだ	37	20.8%	21	11.8%	10	5.6%
20	将来のことを考えると不安になっているようだ (常識的な不安というより、過剰な印象を受ける)	21	11.8%	20	11.2%	16	9.0%

たりすることが苦手である」、「16 整理整頓を苦手としているようだ」が上位を占めた。D 生では、「2 手書きで文字を書くのがとても遅い、または文字を上手に書くことができない」、「4 二つ以上の作業を同時にこなそうとするとすごく混乱する」、「8 周囲の人との会話がかみ合っていないと感じることがある」が上位を占めた。

以上のことから、学年に関係なく、教員は学習場面や講義場面で発達障害傾向のある学生の困難さを目にする機会が多く、また、提出物を忘れていたり出さないために、学生の抱える困難さに関わらざるを得ない状況になるとと思われる。

なお、「④抑うつ・不安」に目を向けると、学部生では「19 周りから孤立していると感じているようだ」、M 生と D 生では「17 気分が沈んでいる様子がよくみられる」という項目への該当が多かった。学部生でも 19.1%の割合で見られている。本調査は特定の個人を想定したものではないため、該当する学生の多さを推測することはできない。しかし、これらの値は教員 10 名中 1 名以上が「17 気分が沈んでいる様子がよくみられる」学生の存

Table 3
対応経験の有無と職階

	対応経験の有無			
	あり	%	なし	%
教授	28	54.9%	23	45.1%
准教授	36	65.5%	19	34.5%
講師	6	37.5%	10	62.5%
助教	28	50.0%	28	50.0%

在を認識していることを表している。そのため、学生の「④抑うつ・不安」は珍しいことではないことが推察される。

(2) 職階と発達障害傾向のある学生への対応の有無について

どの職階の教員が、発達障害傾向のある学生に対応しているのかを明らかにするため、クロス集計表を作成した (Table 3)。クロス集計表から、何らかの問題を抱えた学生への対応に追われやすいのは、准教授であることが推察された。また、教授は助教よりも対応経験の割合が高いが、これは教育歴の長さや、ゼミ運営などによって学生と接触する機会が多いためと考えられる。一方、比較的若く教育歴が短いことが予想される助教も、半数が問題を抱えた学生への対応の経験があると回答した。この点は、助教が学生との距離が近く、相談の窓口になりやすいことが一因として考えられる。

3. 発達障害傾向のある学生との関わりについて：自由記述による検討

(1) 学年ごとに教員が経験した具体例について

教員が発達障害傾向のある学生と実際に関わって困った事態と、そのときに教員がどのように対応したのかについて、学部生とM生・D生ごとに自由記述によって回答を求めた。学部生については60名(33.7%), M生については36名(20.2%), D生については9名(5.1%)の回答が得られた。学年ごとに、代表的事例を Table 4～6 に示した。なお、個人の特定を防ぐため、一部回答を修正している。回答から、質問項目を参考に、「学習の困難さ」、「対人関係の困難さ」、「不注意などの困難さ」、「自尊心や不安感」とグルーピングした。学年が上がるごとに、研究室ごとの活動が増え、研究活動における「学習の困難さ」や「対人関係の困難さ」、また、D生になると、論文執筆における「学習の困難さ」が顕著になって

Table 4
教員が学部生と関わって困った事態とその際とった指導・対処法(抜粋)

困難さ	困った事態	指導・対処法
学習の困難さ	言葉や文章での表現が困難である。 学生の説明が、よくわからない。周りの学生もわからないため、混乱する。	問題点を指摘し、時間を与えてやり直させる。 話を整理する。
対人関係の困難さ	突然怒り出す。攻撃的になる。場の雰囲気を読めない。TPOを考えた発言ができない。敬語を使う意味がわからないと言う。自分中心・身勝手。 臨床実習で患者さんに過剰になれなれしくふるまう。	・学生を保健管理センターの精神科医に相談させ、教員も学生への対応を相談し、両親との面談も行った。 ・学生の状況・状態を複数の教員で共有し、協力した対応を行った。 ・学生には、場の雰囲気とTPOを考えた発言・行動をして欲しいことを伝えた。 まず診療中には黙るように指示し、診療終了後に対人関係の適切な距離感や声掛けの方法を指導した。
不注意などの困難さ	授業に遅れる。レポートを提出しない。 こちらの話を聞かずに先回りをしようとして早とちりをする。これがしつこく続き、説明を聞いていないので授業の課題もできない。	今から何項目のことを話すか、あらかじめ伝えてからはなす。その間はゆっくり落ち着いて聞くように言う。 授業・レポート遅れに関しては、進級できない可能性があることを伝える(効果なし)。
自尊心や不安感	何もやる気が起きない。	何もしていないでいると、何が起きるかを説明したが、意に介さないようだった。

Table 5
 教員がM生と関わって困った事態とその際とった指導・対処法(抜粋)

困難さ	困った事態	指導・対処法
学習の困難さ	週1回の個別ゼミで指示したことができない。または極端に時間がかかる。	ゼミの頻度を増やす。エクセルの式など中身まで一緒に確認するようにする。
対人関係の困難さ	研究の話をしている際に、指導教員に対する説明が伝わらないことや、指導教員からの説明の意図が伝わらないことがある。	間に入って、こういうことだと言って説明を加えるようにしている。
不注意などの困難さ	突然キレる、意志の疎通ができない。	親との三者面談。
自尊心や不安感	研究報告が自信がなさそう。上手く研究が行っていないことを、自分の力不足のせいだと、必要以上に思っている。	研究協力とはどういうことなのか、自分が研究を行うことに対する責任感や、報告・連絡・相談の重要性をその都度説明する。
	悪びれることなく遅刻する。	出席が評価の対象であることをそれとなく伝える。
	締め切りが守れない。	締め切りはメールや紙で渡すなど視覚的に伝える。
	研究報告が自信がなさそう。上手く研究が行っていないことを、自分の力不足のせいだと、必要以上に思っている。	実験した本人が一番よくわかっているのだから、自信を持って話すように指導した。また、少しでも上手くいっていることをほめる。研究以外のこと、研究室のイベントのお世話とかがよくなったことをほめるなど。

Table 6
 教員がD生と関わって困った事態とその際とった指導・対処法(抜粋)

困難さ	困った事態	指導・対処法
学習の困難さ	研究上の指示が十分に伝わらない。	繰り返し指示を出した。
対人関係の困難さ	論文の執筆にあたり、論理的な記述ができない。	論の展開の順、文章の一言一句について説明を加えながら指導した。
不注意などの困難さ	いろいろな教員や外部の人のところに出かけていき、自分の思っていることを1時間でも2時間でも語り続ける。人の話を聞かない。人の都合を斟酌しない。いろいろな人の悪口を言いふらす。被害妄想。	本人の話を聞く。
自尊心や不安感	躓くことや間違ふことに臆病になって進まない。期限があることに間に合わないかもしれない、とあって、間に合わそうという努力をする前に泣く。	1 原因を考えさせて、解決方法を探し、試行することで、自信をつけるようにしている。 2 良いことはシッカリ褒め、悪いことは諭す。 3 言いたいことを言わせてから、泣く前にすべきことに思いをいたらせる。 4 手助けすべきところは、手助けする。 5 自分の研究であることを、何度も自覚させ、責任を持って遂行しようという感情を維持させる。
	将来への不安で情緒が不安定になる。	時間を取ってじっくり話を聞く。

いる。それぞれの困った事態に対し、教員は工夫を凝らし、学生の特徴を掴みながら根気よく学生に関わっている現状が明らかになった。中には、保護者との対応や、保健管理センターと連携して対処した事例もあった。

(2) 教員が求めていた支援について

上記のように、学生との関わりで困難さを抱く事態が起きたとき、どのような支援や手助けがあればよかったか回答を求めた結果、50名(28.1%)から回答を得た。代表的回答をTable 7に示した。なお、個人の特定を防ぐため、一部回答を修正している。回答から、「教職員との連携」、「精神的支えの希求」、「専門家の対応・助言」、「相談できる場所・専門家の情報」、「対応マニュアル・指針」、「問題のアセスメント」にグルーピングした。教員は、発達障害傾向のある学生に対応する際に、専門家による支援や、マニュアルや指針を求めている。なお、学生への対応だけでなく、教員自身を支援するシステムを求めていることも明らかになった。中には、発達障害傾向のある学生に「一緒に対応していた事務職員の異動が困ることがあるので、個人の対応ではなく、組織としての対応をしてほしい(教授)」といった意見もあり、組織としてどのように対応していくかが問われているといえる。

Table 7

学生との関わりで困った事態が起きたとき、どのような支援が必要だったか(抜粋)	
教職員との連携	研究室に配属されるまでに関わったチューターや先生、欠席した講義担当の先生からの申し送り等があれば、不登校になる前の配慮がもつてきたかもしれない。
精神的支えの希求	研究室に配属された後に、(専門的な)研究についていけない学生に対しては、精神的なバックアップがあれば助かるが、結局のところ、研究室で責任を持って指導するしか実質的な方法はないように思う。
専門家の対応・助言	学生の自宅訪問やご両親との連日わたる情報交換、メンタルヘルスへの付き添いなどに時間が割かれ、大学の業務への支障が出ており、教員が対応する範疇を超えているように感じた。そういった問題のある学生専門の、対応する部署があれば良かった。
相談できる場所・専門家の情報	心に病を抱えている学生の場合、おこると逆効果になる場合が圧倒的に多いが、大学教員は多くが心理学、精神病などについて素人なので、それを見つめることは、すぐにはできず、休学などをして初めてカウンセリングを紹介したりした。無断欠席した学生が出た時点で、対処法などを教員が相談できる窓口があればよいと思います。 発達障害なのかなと思う学生は年々増えてきているが、診断はついていないため、やる気がないのか、発達障害によるものなのかが分らず困ることが多い。受診を勧めるのも、学生を傷つけるのではないかといい、どうしたらいいのか本当に分からず困る。ちょっとおかしいなと思った学生がいたときにどう対処すれば(受診を進めてよいのか、どういう行動があれば助けてよいのかなど)、学生にとってよいのかを教えてください、大学としての指針のようなものを出してもらえるとよいと思います。また、学生にどのように対応すれば学生が理解できるのか、行動できるのかを助言してくれる心理や発達の専門家の先生がいてくれるといいと思います。FDなども開催してほしい。
対応マニュアル・指針	困った事態と対応の具体事例集があると、参考にならなくても気持ち的に助かる。 発達しづらい人に対して、どこまで現場の教員が支援すべきか。例えば、通常と異なる基準で合格させてよいのか。教員が大きき手助けしても同じように合格とするのか。あるいは不合格とできるのか。教員の不勉強、時間不足もあるが指針がほしい。決してしょうがい者を切り捨てる思想でないか、どのようにすべきか。悩ましい。
問題のアセスメント	実習中のトラブルの場合、学生のみならず、実習地の指導者からも再々、連絡が入るため、困難事例に遭遇したときの対策やチームがあるとうよかった。実習に行く前に(学生の)特性がもう少し予測できれば、実習地を選んでトラブルが回避できるかもしれない。

(3) 今後、教員が援助を求める場所と人的支援について

学生との関わりで困難さを抱く事態が起きた場合、誰に相談し、どのような施設やサービスを利用するかといった教員のニーズを Figure 1 に示した。結果、「チューターを除く他の教員」が 116 名と最も多く、次に「保健管理センター」が 96 名と上位を占めた。最も少ない回答は「アクセシビリティセンター」(16 名)であった。教員はまず、物理的にも立場的にも近い「チューターを除く他の教員」に相談しようと考えていることが明らかになった。また、学内施設の利用においては、「保健管理センター」へ相談するという意識が高いといえる。なお、「当該学生以外の学生」も上位を占めたことから、当該学生と関わりのある学生、もしくは研究室内で対応しようとしていると考えられる。このことは、「当該学生以外の学生」から情報を取り入れることで、チームとして対応をとることも可能であるが、逆に「当該学生以外の学生」を問題に巻き込む危険性もあるため、注意が必要と思われる。

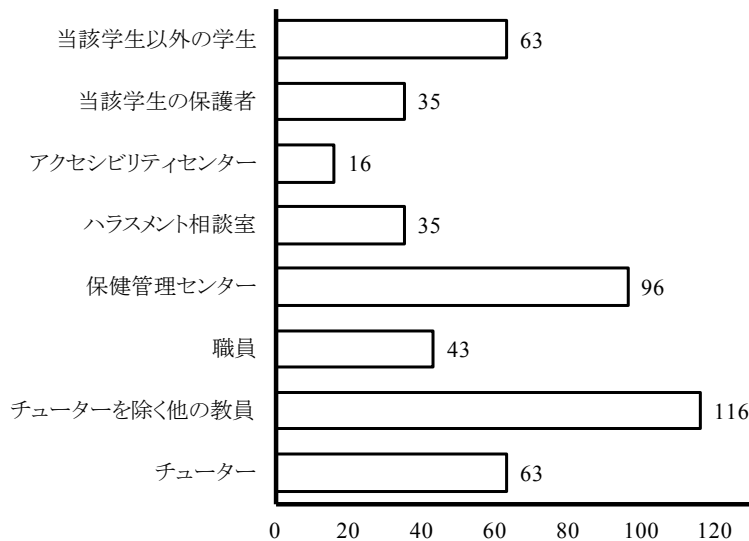


Figure 1. 本学教員が学生との関わりで困った事態が起きた時に求めたい援助

(尾形明子・水口啓吾・池田龍也・高野恵代*)

IV 研究の成果と今後の課題

1. 本学教員の発達障害傾向のある学生との関わりの現状

本研究では、教員が発達障害傾向のある学生と実際に関わって困った事態と、そのときに教員がどのように対応したのか、そしてどのような支援を求めているのかについての実態調査を行った。結果、教員は発達障害傾向のある学生との対応に苦慮した経験があること、保健管理センターと連携して対応した事例もあるが、多くはどのように対応すればよかったのかわからず、教員が独自に対応策を模索していたことが明らかになった。また、教員のニーズとしては、「専門家の対応・助言」、「対応マニュアル・指針」といった具体的支援を求めていることが示された。ただし、「チューターを除く他の教員」や「当該学生以外の学生」にも支援を求めたいとする意見も多いことから、内々で対応したい気持ちもあると考えられる。

発達障害の診断のある大学生は全体の 0.04%であるとされるが（日本学生支援機構, 2012）、本調査より、発達障害傾向のある学生との関わった経験のある教員が多数存在することが明らかになった。このことから、本学においても発達障害の特徴や困難を抱えていても、診断を受けていないために支援を受けていない学生が多数存在することが推測された。合理的配慮を求められるようになると、当該学生に対する情報の共有、保護者との連携、学習上の支援、日常生活の支援など、関係者全体でサポートする体制を今以上に整える必要があると考えられる。

2. 今後の課題

以上のように、本研究では本学における発達障害傾向のある学生との関わりにおいて教員が感じた困難さや、教員が求めているニーズが明らかになった。ただし、本調査に回答した教員は全学において一部であるため、背後には困難を抱えている教員がさらに大勢いると推測される。そのため、調査対象者を増やし、より精緻に実態調査を行う必要がある。

また、発達障害傾向のある学生に対する個別対応を教員に求めることは、大きな負担を強いるため、教員をサポートする体制が必要である。本学は規模の大きい総合大学であるため、困った事態をどのようにアセスメントし、誰にもしくはどこに相談すればよいのかといった問題解決の道筋を示すガイドラインが求められると思われる。それがあただけで、教員の心理的負担感が軽減される可能性もある。ガイドラインを作成するとともに、教員自身が発達障害についての問題を認識するため、発達障害に関する問題や対応を学ぶ研修会を開催することで、情報を広めていく必要があると考えられる。

(石田 弓・岡本祐子・高野恵代*)

引用文献

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (2009). 高等教育機関における発達障害のある学生に対する支援に関する研究—評価の試みと教職員への啓発— 研究報告書 ジアース教育新社
- 文部科学省 (2012). 合理的配慮について (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297380.htm) (2016年2月1日閲覧)

- 文部科学省 (2012). 特別支援教育について (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/001.htm) (2016年2月1日閲覧)
- 日本学生支援機構 (2012). 教職員のための障害学生修学支援ガイド (平成23年度改訂版), 176.
- 佐藤克敏・佐藤裕司 (2008). 大学生版発達障害チェックリストにおける項目検討について (研究2) 高等教育における発達障害のある学生に対する支援に関する研究—評価の試みと教職員への啓発— 研究報告書, 独立行政法人国立特別支援教育総合研究, 17-21.
- 高橋知音 (2014). 発達障害のある人の大学進学—どう選ぶか どう支えるか— 金子書房
- 山本幹雄・岡田菜穂子・山崎恵理・山本陽子・糸井真帆・坂本晶子・中野聡子・佐野(藤田) 眞理子・吉原正治 (2015). 大学における障害のある学生への合理的支援とその課題—広島大学の事例から— 総合保健科学: 広島大学保健管理センター研究論文集, 31, 49-59.
- 米山直樹 (2008). 大学生版発達障害チェックリストにおける項目検討について (研究1) 高等教育における発達障害のある学生に対する支援に関する研究—評価の試みと教職員への啓発— 研究報告書, 独立行政法人国立特別支援教育総合研究, 14-17.